

## 認定実務実習指導薬剤師養成講習会実施要綱

### 1. 開催目的

認定実務実習指導薬剤師養成講習会（以下「講習会」という。）は、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（平成26年5月20日施行）（以下「認定制度実施要領」という。）の4(2)②（新たに認定を受けようとする者）及び11(1)③（更新認定を受けようとする者）に規定する研修として開催する。

### 2. 実施主催者

実施主催者は、都道府県薬剤師会、都道府県病院薬剤師会、薬学部を設置する大学及び薬科大学並びに公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「薬剤師研修センター」という。）が認めた者とし、薬剤師研修センターを共同主催者とする。

### 3. 対象者

- (1) 認定制度実施要領4(2)②に規定する研修のための講習会の対象者は、認定制度実施要領の5に規定する受講資格を満たす者とする。
- (2) 認定制度実施要領11(1)③に規定する研修のための講習会の対象者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。

### 4. 実施内容・方法等

#### (1) 講習会実施責任者

講習会の実施に当たっては、実施責任者1名を置くこと。実施責任者は講習会の企画、運営、進行等を行い、その総括責任を負うものとする。

#### (2) 実施内容

講習会は集合講習会形式の研修（座学講習）とし、その内容は次のとおりとする。

##### ① 認定制度実施要領の4(2)②に規定する研修のための講習会

講座ア（2時間程度）、講座イ（1時間程度）、講座ウ（1時間程度）及び講座オ（30分程度）

##### ② 認定制度実施要領11(1)③に規定する研修のための講習会

講座カ（1時間程度）

実施に際しては、原則として薬剤師研修センターが作成したDVDを用いる。ただし、DVDを用いて実施するのと同等以上の内容を担保できる場合は、講師による集合講習形式の研修（座学講習）として行うことができる。

#### (3) 実施方法

講習会の開催に当たっては、受講者の利便を考慮して日時等を決定すること。この場合、1つの講座を分割して異なった日に開催することは認めない。なお、認定制度実施要領4(2)②に規定する講習会と、同11(1)③に規定する講習会を同一の日に連続的に開催することを考慮されたい。

#### (4) 実施条件

- ①薬剤師研修センターの共催となっていること（薬剤師研修センターが共催を承諾した場合、実施主催者に共催承諾書を交付する）。
- ②プログラム及びテキストが用意されていること。なお、テキストは、薬剤師研修センターが所有する原稿に基づいて、実施主催者が準備する。
- ③公開型の講習会であること（プログラム中に公開型であることが明記されていること）。
- ④プログラム中には、30～40分程度の成果報告書作成時間が設けられ、かつ、当日提出すべき旨が明記されていること。ただし、講座カについては、成果報告書の提出は不要である。

## 5. 開催申請

実施主催者は、開催日の3週間前までに、薬剤師研修センターに所定の申請料の振込明細の写し及び当日のプログラムを添えて共同主催の申請を行うこと（認定実務実習指導薬剤師養成講習会共催申請書：別紙 認定実務様式4）。

なお、薬剤師研修センターが作成したDVDを用いず、講師によって行おうとする場合は、十分な時間的余裕を持って薬剤師研修センターの担当者へ相談すること。

## 6. 受講証の発行等

実施主催者は、講習会を受講し当該講座の成果報告書を提出した者（講座カの場合は、当該講座を受講した者。）に対して、薬剤師研修センターが定める様式の受講証を発行すること。この受講証は、認定実務実習指導薬剤師の認定申請を行う際に必要であるので、取扱いに留意するよう交付時に伝達すること。

受講証の交付と引き替えに受領した成果報告書は、実施主催者が保管すること。

## 7. 終了報告

講習会を実施した者は、その終了後2週間以内に、認定実務実習指導薬剤師養成講習会終了報告書（別紙 認定実務様式6）を、薬剤師研修センターに提出すること。

## 8. 改正手続き

本要綱の改正は、認定実務実習指導薬剤師認定委員会の承認を要する。

### 附則（平成27年3月25日）

- (1)本要綱は、平成27年4月1日より施行する。
- (2)「平成23年度以降の「認定実務指導薬剤師」養成講習会実施要綱（平成23年4月1日適用）」及び「平成23年度以降の「認定実務指導薬剤師」養成講習会の開催指針」は、平成27年3月31日限り廃止する。
- (3)実務実習様式5（共催承諾書）及び実務実習様式7（受講証）は別途定める。なお、成果報告書の様式は任意であるが、見本を別途示す。